

平成29年産 水稲被害申告の受付について

今年度の水稲の被害申告に係る損害評価を下記のとおり4回予定しております。

いもち病・風水害・鳥獣害等で水田1枚について3割以上（5割補償を選択された場合は5割）の減収になると思われる加入者の方は、8月中旬から下記配布先及び受付場所に用意してある損害評価野帳に必要事項を記入し、稲刈りをする前に必ず申告提出をお願いします。

○現地評価日○（各地域の評価員さんに依頼し班を編成後全筆評価します）

| | 損害評価野帳の提出日 | 現地調査日 |
|-----|-------------------------|--------------|
| 第1回 | ～ 8月28日 の午後3時まで → | 8月30日（水） に評価 |
| 第2回 | 8月29日 ～ 9月 4日 の午後3時まで → | 9月 6日（水） に評価 |
| 第3回 | 9月 5日 ～ 9月11日 の午後3時まで → | 9月13日（水） に評価 |
| 第4回 | 9月12日 ～ 9月15日 の午後3時まで → | 9月20日（水） に評価 |

- 注）
- ・必ず稲刈りをする前に被害申告をしてください。
 - ・ほ場乾燥（ハザカケ）中に被害があった場合も対象となります。
 - ・損害評価野帳に記載された刈取り予定日や水稲品種を目安に、上記の評価日に振り分けしますのでご了承ください。（早めに被害申告されても早く評価するとは限りません。）

○申告野帳の配布先及び受付場所○

| 地 区 | 申告野帳配布先の配布先及び受付場所 |
|-------------|---------------------------------|
| 東濃西部 | 市役所、事務所（対象外あり）、支所、コミュニティセンター |
| 旧恵那市 | JAひがしみの各支店、営業所、恵那アグリセンター、各振興事務所 |
| 恵那市南部 | 各振興事務所、恵南アグリセンター |
| 旧中津川市 | JAひがしみの各支店、営業所、中津川アグリセンター |
| 加子母・付知・福岡 | 各総合事務所、恵那北アグリセンター、加子母・付知経済センター |
| 蛭川・坂下・川上・山口 | 各総合事務所 |

*改良組合長さまには、野帳は配布しておりませんのでご注意ください。

○その他注意事項○

1. 立札は水田の進入口のよく見える場所に立ててください。
2. 急な評価の依頼には対応できかねますので、稲の状態を前もって把握し適切な期日に申告してください。
3. 稲の刈取りをした後の調査はできません。被害申告した水田の稲刈り予定日が変更になる場合は、下記問い合わせ先まで連絡してください。刈取りが早くなる場合はできる限り早急に調査します。（特に稲刈り作業を作業委託されている方はご注意ください。）
4. 調査の終了後「被害表示の立札」にテープを巻きますので、稲の刈取りをされる場合は立札をご確認ください。被害状況によっては、**実測調査をする場合があります**。
5. 野帳の記入方法等については「広報NOSA | とうのう」8月号に掲載しています。